

改正 平成 30 年 12 月 26 日 達第 11 号
改正 令和元年 7 月 22 日 達第 4 号
改正 令和 2 年 12 月 28 日 達第 10 号
改正 令和 4 年 2 月 15 日 達第 1 号
改正 令和 5 年 11 月 20 日 達第 12 号
改正 令和 6 年 12 月 27 日 達第 10 号

危険物の容器及び包装の検査試験基準

第 1 編 小型容器

平成 31 年 1 月

一般財団法人 日本舶用品検定協会

【改正履歴】

改正年月日	概要
達第 11 号 平成 30 年 12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> IMDG コード (39-18) 改正に伴う III. 容器及び包装の検査等 4. 試験報告書記載事項中に「水圧試験時の水温」を追加 「同一事業者複数工場における検査」に関することについて追加 同一設計型式の考え方を整理 編立てとする改正
達第 4 号 令和元年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> レビューにより、IV. 容器及び包装の性能試験基準 5. 落下試験 (5) 合格の判定基準を改正
達第 10 号 令和 2 年 12 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> IMDG コード (40-20) 改正に伴う、 <ul style="list-style-type: none"> 「カテゴリー A 等級 6.2 の伝染性病原体等」の明確化 「複数の性能試験に合格している場合の表示」の追加 「適当な内部保護コーティング処置」の追加 等
達第 1 号 令和 4 年 2 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> II. 2. (1)4)、II. 2. (2)3) 及び II. 2. (3)3) のドラムの輪帶についての改正
達第 12 号 令和 5 年 11 月 20 日 (施行日：令和 5 年 12 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> 業務規程引用の明確化 「基準」を「細則（小型容器）」に変更 医療廃棄物を収納する容器（追加要件）を削除 A、B 方式検査を削除
達第 10 号 令和 6 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> IMDG コード (42-24) 改正に伴う、 <ul style="list-style-type: none"> 「再生プラスチック材料」の定義に関する変更 「容器の表示」の表示位置に関することの追加 等

危険物の容器及び包装の検査試験基準

第1編 小型容器

目 次

I. 総則	1-1
1. 適用	1-1
2. 定義	1-2
(1) 一般	1-2
(2) 材質	1-3
(3) 容器の分類	1-3
II. 構造及び設計	1-6
1. 一般要件	1-6
2. 容器の種類毎の要件	1-7
(1) 鋼製ドラム	1-7
(2) アルミニウムドラム	1-8
(3) 鋼製又はアルミニウム以外の金属 ドラム	1-9
(4) 鋼製又はアルミニウムジェリカン	1-10
(5) 合板ドラム	1-10
(6) (削除)	1-11
(7) ファイバドラム	1-11
(8) プラスチックドラム又はプラスチックジェリカン	1-11
(9) 天然木材製木箱	1-12
(10) 合板箱	1-13
(11) 再生木材製木箱	1-13
(12) ファイバ板箱	1-14
(13) プラスチック製箱	1-14
(14) 鋼製箱、アルミニウム製又はその他の金属製箱	1-15
(15) 織布袋	1-16
(16) 樹脂クロス袋	1-16
(17) プラスチックフィルム袋	1-17
(18) 紙袋	1-17
(19) 複合容器(プラスチック製内容器のもの)	1-17
(20) 複合容器(ガラス製、陶製又は磁器製内容器のもの)	1-19
(21) 組合せ容器 (追加要件)	1-20
(22) サルベージ容器 (追加要件)	1-21

III. 容器及び包装の検査等	1-22
1. 試験及び検査	1-22
2. 設計型式の保持	1-22
3. 危険物容器検査証	1-22
4. 試験報告書	1-22
IV. 容器及び包装の性能試験基準	1-24
1. 性能試験の一般規定	1-24
(1) 試験要件	1-24
(2) 仕様変更又は類似型式の場合の試験	1-24
(3) 組合せ容器	1-25
(4) Vマーク付き容器	1-25
2. 供試品の準備	1-26
(1) 一般	1-26
(2) 調質	1-27
(3) プラスチック材料に対する調質	1-27
3. 供試品の兼用	1-28
4. 落下試験	1-29
5. 気密試験	1-31
6. 水圧試験	1-32
7. 積み重ね試験	1-32
V. 容器及び包装の表示	1-34
別 表 容器の分類記号	1-38
附属書1 火薬類の容器及び包装に対する追加要件	1-40
参考 容器の表示の扱い	1-41

危険物の容器及び包装の検査試験基準

第1編 小型容器

IMDG Code

I. 総則

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号、以下「告示」という。）別表に掲げる容器のうち、小型容器について危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第113条第3項に基づく検査を行うための試験方法及び判定基準等は、危険物容器及び包装検査業務規程（以下「業務規程」という。）及びこの危険物の容器及び包装の検査試験基準 第1編 小型容器（以下、この編において「細則（小型容器）」という。）の定めるところによる

1. 適用

- | | |
|---|-----------|
| (1) この細則（小型容器）は、新品、改造又は修理された容器及び包装に適用し、次の容器及び包装には適用しない。 <ol style="list-style-type: none">1) 高圧ガス（告示別表第一の分類の欄において「高圧ガス」とされている物質であって容器及び包装の欄においてP200、P203、P205及びP206と定められている物質のものに限る。以下同じ。）に用いる容器及び包装2) 放射性物質等を収納する容器及び包装3) 許容正味質量が400kgを超える危険物を収納する容器及び包装4) 許容容量が450リットルを超える危険物を収納する容器及び包装（液体を収納するもの（組合せ容器を除く））5) UN3549を除くカテゴリーA等級6.2の伝染性病原体等を収納する容器及び包装 | 6.1.1.1 |
| (2) この細則（小型容器）の適用上高圧ガス、病毒を移しやすい物質（国連番号3291の医療廃棄物を除く。）及び放射性物質等を除くすべての危険物は、告示別表に定めるところにより危険性の程度に応じ、収納すべき容器及び包装の強度等を示す次の3つの容器等級に分類される。 <ol style="list-style-type: none">1) 容器等級I…………高い危険性を有するもの2) 容器等級II…………中程度の危険性を有するもの、火薬類、病毒をうつしやすい物質（国連番号3291の医療廃棄物に限る。）、自己反応性物質（告示別表第一の容器等級の欄が「-」となっているものに限る。）及び有機過酸化物（告示別表第一の容器等級の欄が「-」となっているものに限る。）3) 容器等級III…………低い危険性を有するもの | 2.0.1.3 |
| (3) この細則（小型容器）に適合しない他の設計及び製造仕様の容器及び包装であっても、この細則（小型容器）の規定に適合するものと同等以上の性能を有すると認めるものについては、この細則（小型容器）の規定にかかわらず本会の指示 | 6.1.1.2.1 |

するところによる。

- (4) 国連番号3291の医療廃棄物を除く病毒をうつしやすい物質を収納する容器及び包装については、「第2編 病毒をうつしやすい物質用の小型容器」によること。

2. 定義

(1) 一般

- 1) 「輸送物」 (Packages) とは、容器及び包装並びにこれに収納されている内容物からなり、包装作業が完了し運送に供せられるものをいう。 1.2.1
- 2) 「容器」 (Receptacles) とは、物質又は製品を収納し保持するための器（閉鎖装置を含む。）をいう。 1.2.1
- 3) 「容器及び包装」 (Packagings) とは、内容物（容器を含む。）を収納する容器に必要である機構及び材料をいう。 1.2.1
- 4) 「許容容量」 (Maximum capacity) とは、容器の最大内容積をリットルで表したもの to いう。 1.2.1
- 5) 「許容正味質量」 (Maximum net mass) とは、単一容器に収納できる最大正味質量又は、組合せ容器にあっては、内装容器及びそれを収納された内容物の最大合計質量をキログラムで表したもの to いう。 1.2.1
- 6) 「閉鎖装置」 (Closure) とは、容器の開口部を閉鎖する装置（例えば、容器の口栓又は封かん部等）をいう。 1.2.1
- 7) 「枠」 (Crates) とは、完全に閉囲されていない外装容器をいう。 1.2.1
- 8) 「内張り」 (Liner) とは、小型容器の主要部分を構成するものではなく、容器の中に収納された別のチューブ又は袋をいい、その開口部の閉鎖装置も含まれる。 1.2.1
- 9) 「液体」 (Liquids) とは、50°Cにおいて300kPa (3 bar) 以下の蒸気圧力を有する危険物であり、20°C及び101.3kPa の圧力下において完全な気体ではなく、101.3kPa 以下の圧力において融点が20°C以下である危険物をいう。特定の融点を測定できない粘性物質は、ASTM4359-90 の試験又は同等の試験により決定されなければならない。 1.2.1
- 10) 「固体」 (Solids) とは、気体以外の危険物であって、液体の定義に合致しない危険物をいう。 1.2.1
- 11) 「オーバーパック」 (Overpack) とは、荷役及び積載を容易にするために1個又はそれ以上の輸送物を1つの荷役ユニットに同梱し、単一の荷送り人により行われる梱包方法をいう。例えば、次のいずれかの方法のものである。
- (a) パレットなどの積載用ボードに適切に積重ね、バンド、シュリンクラップ包装、ストレッチラップ包装若しくは他の適切な方法で固定されたもの。
- (b) 保護のための外装容器（例えば、箱又は枠）に収納されたもの。
- ただし、この方法での外装容器は、組合せ容器又は複合容器の外装容器とはみなされない。

(2) 材質		
1) 「プラスチック材質」には、ゴムのような他の高分子材料も含まれる。	6.1.2.6	
2) 「再生プラスチック材料」(Recycled plastics material)とは、使用済み容器及び他のプラスチック材料から回収し、仕分けがなされた新容器として再加工するための材料をいう。新容器の製造に使用する再生プラスチック材料の特性は、公的な機関で承認された品質保証計画を定期的に保証し、文書化しなければならない。品質保証計画は、適切な分類と検査の記録を含めなければならない。その記録には、いずれの再生プラスチックの、回収材料から製造される設計型式の容器と同等の材料の物性（メルトフローレート、密度、引張特性）であることを記録しなければならない。その材質により製造される新容器の性能が落ちるかも知れないことを含め、再生プラスチックの材料についての知識を有しなければならない。加えて、容器製造者の品質保証計画は、再使用プラスチックから製造される容器について、細則（小型容器）IV. の性能試験の性能を有しなければならない。この試験の内、積み重ね試験は、静的荷重試験にかえて適切な動的荷重試験による検査とすることができる。	1.2.1	
(3) 容器の分類		
1) 「単一容器」(Single packagings)とは、輸送中、危険物を収納する機能を果たすために、内装容器又は内容器を必要としない容器をいう。	1.2.1	
2) 「ドラム」(drums)とは、金属、ファイバ板、プラスチック、合板又はその他適当な材料により作られている天板及び地板が平面又は凸面の円筒形の容器をいい、他の形状、例えば、テーパーネック型又はペール型の容器も含むものとする。ただし、木樽及びジェリカンは含まない。	1.2.1	
3) 「木樽」(Wooden barrels)とは、天然木材で作られた円形の断面形状を有し、凸面壁の容器であって胴板、天板、地板及び胴輪等により構成される容器をいう。なお、「木樽」は、IMDG Code 2004 Editionまで、危険物容器種類「2」として存在していたが、IMDG Code 2006 Editionの改正により削除され、危険物容器の種類としては存在していない。	1.2.1	
4) 「ジェリカン」(Jerricans)とは、金属又はプラスチックにより作られた方形又は多角形の断面形状を有する容器をいう。	1.2.1	
5) 「袋」(Bags)とは、紙、プラスチックフィルム、織布、織物、その他適当な材料により作られた柔軟な容器をいう。	1.2.1	
6) 「箱」(Boxes)とは、金属、木、合板、再生木材、ファイバ板、プラスチック、その他適当な材料により作られた、四角形又は多角形の完全な面により構成されている容器をいう。ただし、箱には取扱を容易にするため、開放しやすくするため又はクラスの要求により認められた小さな穴は、輸送時の強度を損なわないものに限って認められる。	1.2.1	
7) 「複合容器」(Composite packagings)とは、外装容器と内容器により構成され、それらが一つの輸送容器となっており单一の輸送容器として充てん、貯蔵、運送、放出等が行われるものをする。	1.2.1	
8) 「組合せ容器」(Combination packagings)とは、1以上の内装容器及びこれ	1.2.1	

	を保護する外装容器により構成されている容器をいう。	
9)	「内装容器」(Inner packagings)とは、運送する場合に外装容器が必要とされる容器をいう。(通常、組合せ容器における内部に収納する容器をいう。)	1. 2. 1 1. 2. 1. 1
10)	「内容器」(Inner receptacles)とは、容器としての機能を満たすため外装容器が必要とされる容器をいう。(通常、複合容器における内側の容器をいう。)	1. 2. 1 1. 2. 1. 1
11)	「中間包装容器」(Intermediate packagings)とは、内装容器又は物品と、外装容器との間に位置する容器をいう。	1. 2. 1
12)	「外装容器」(Outer packagings)とは、複合容器又は組合せ容器の保護外装であって、内容器又は内装容器を収納し保護するために必要な吸収材、緩衝材及びその他の材料を含むものをいう。	1. 2. 1
13)	「サルベージ容器」(Salvage packagings)とは、損傷した容器又は漏えいした危険物(損傷容器等)を運送、回収又は処分するために収納する容器をいう。	1. 2. 1
14)	「Wマーク付き容器」とは、容器の種類を表す記号で示される容器と同じ種類であって、本会の承認を得て、細則(小型容器)に従った要件と同等であるとみなされた容器をいう。容器の要件は、関連する容器の種類の記号に示される容器の種類の包装要件の規定が適用される。	6. 1. 2. 4 4. 1. 3. 5
15)	「修理容器」(Reconditioned packagings)とは、次のような容器をいう。	1. 2. 1
1)	金属ドラムの場合：	
(a)	以前の内容物、内部・外部の腐食及び外部の塗装とラベルが除去されて、ドラム製作時の状態まで洗浄されたもの。	
(b)	チャイム(もしあれば)は、矯正・密封し、総ての非一体型ガスケットは取り替えて、元の状態に戻した状態にあるもの。	
(c)	目に見えるくぼみ、板厚のかなりの低下、金属疲労、破損したネジ又は蓋及びその他の著しい欠陥のある容器及び包装を排除し、洗浄後で塗装前に検査を行ったもの。	
2)	プラスチックドラム又はプラスチックジェリカンの場合：	
(a)	以前の内容物、外部の塗装とラベルが除去されて、容器製作時の状態まで洗浄されたもの。	
(b)	すべての非一体型ガスケットは、取り替えてあること。	
(c)	目に見えるくぼみ、割れ、亀裂若しくは破損したネジ又は蓋のある容器及び包装を排除し、洗浄後に検査を行ったもの。	
	注) 再生容器ともいう。	
16)	「改造容器」(Remanufactured packagings)とは、次のような容器をいう。	1. 2. 1
(a)	金属ドラムの場合：	
(i)	非unタイプからunタイプとして変更されたもの。	
(ii)	unタイプから他のunタイプに変更したもの。	
(iii)	一体構造の構成部材(固着天板など)を取り替えたもの。	
(b)	プラスチックドラムの場合：	

(i) un タイプから他の un タイプに変更したもの。

(ii) 一体構造の構成部材を取り替えたもの。

注) 再製造容器ともいう。

- 17) 「再使用容器及び包装」(Re-used packagings)とは、検査されかつ性能試験に不合格となるような欠陥のない状態で再充てんされる容器及び包装である。これは、同一又は同等の内容物が再充てんされ、製品の荷送人の管理下にある流通経路内で輸送される容器及び包装を含む。 1.2.1
- 18) 「粉末不漏性の容器」(Sift-proof packagings)とは、輸送中に発生する微細な固体を含む乾燥した内容物が浸透することのない容器をいう。 1.2.1

II. 構造及び設計	
1. 一般要件	6. 1. 1. 2
(1) 容器の中に含まれる物質のいかなる浸透も、通常の運送条件下で危険要因となってはならない。	6. 1. 4. 0
(2) 全ての危険物を収納する容器（再使用、修理並びに改造の小型容器も含まれる。）は、輸送中に通常遭遇する衝撃及び荷役に十分に耐えられる強固なものでなければならない。また、通常の運送条件下において、振動、温度及び圧力の変化による危険物の漏えいを防止するように構成され、密封されなければならない。危険物の残留物（充てん時に液だれしたもの等）は、運送中に容器の外側に付着してはならない。	4. 1. 1. 1
(3) 危険物と直接接触する容器、容器部品、閉鎖具(口栓)は、当該危険物に対する耐性を有するものでなければならず、また、危険な反応を生じ又は有害な化合物を生成したり、容器又は閉鎖具の軟化、脆弱化、劣化を招くおそれのある物質を含んではならない。加えて、普通の運送条件下で危険な状態となるような危険物の浸透があってはならない。必要な場合には、内側が適当に保護（内面塗装、表面処理等）されたものでなければならない。	6. 1. 1. 2. 3 4. 1. 1. 2
(4) プラスチック製の容器は、経年変化及び収納する物質又は紫外線輻射による劣化に耐えるものでなければならない。通常の運送条件において収納する物質が浸透し、危険な状態を生じることがないものでなければならない。	6. 1. 1. 2. 4
(5) 液体を充てんする容器（組合せ容器の内装容器を含む。以下同じ。）は、通常の輸送状態において発生する内圧に耐えるものでなければならない。	4. 1. 1. 10 4. 1. 1. 8. 1
(6) 液体を充てんする容器は、運送中の温度の上昇に伴う液体の膨脹により、容器に恒久的な変形又は液体の漏えいが起こらないように十分な気相を有しなければならない。	4. 1. 1. 4
(7) 湿性又は希釀された物質を収納する容器の閉鎖装置は、当該液体（水、溶剤又は安定剤）の含有率が限度以下にならないようなものでなければならない。	4. 1. 1. 7
(8) 告示別表第1に記載されている場合を除き、次の危険物を収納する容器は、気密に密閉できるものであること。	4. 1. 1. 7. 2
1) 引火性、毒性又は腐食性のガス又は蒸気を発生するもの。 2) 乾燥した場合に、爆発性を有するもの。 3) 空気と危険に反応するおそれのあるもの。	
(9) 冷却剤として氷を使用する場合は、容器の健全性に影響を及ぼさないように収納しなければならない。	4. 1. 1. 16
(10) 周囲温度の上昇、危険物の分解等により収納した危険物からガスが発生し、容器内の圧力が上昇するおそれがある場合には、ガスの放出が、毒性、引火性、ガスの大量の放出等により他の輸送物を危険としない場合に限り、容器にガス抜き口栓を設けることができる。この場合において、輸送中の容器の姿勢及び通常の輸送状態において液体の漏えい及び他の物質の侵入を防止できる設計のものであること。	4. 1. 1. 8 4. 1. 1. 17. 6
(11) 粉状又は粒状の固体物質を収納する容器は、粉末不漏性とするか、内張り付	4. 1. 1. 14

きとしなければならない。	
(12) 火薬類の容器及び包装については、「附属書1 火薬類の容器及び包装に対する追加要件」の関係規定に適合したものでなければならない。	4. 1. 5
(13) 危険物容器内の補足的な容器(例えば、中間包装容器又は内装容器内の容器)は、当該危険物容器が細則(小型容器)に適合する場合は、その使用を認められる。また、必要がある場合には、補助的な容器の移動を防止するために適切な緩衝材を使用すること。	4. 1. 1. 5. 2
2. 容器の種類毎の要件	
(1) 鋼製ドラム	6. 1. 4. 1
1 A 1 天板固着式のもの	
1 A 2 天板取外し式のもの	
1) 脇板及び天地板は、ドラムの容量及び用途に応じて、適切な材質及び板厚を有する鋼板を用いなければならない。 適切な材質とは、炭素鋼にあっては、次の基準に準じたものであること。 (a) 熱間圧延軟鋼板及び鋼帶 (JIS G 3131:1996 (ISO 3573:1999)) (b) 冷間圧延鋼板及び鋼帶 (JIS G 3141:1996 (ISO 3574:1999)) 100リットル以下の炭素鋼にあっては、次の基準に準じたものであること。 (a) 冷間圧延電気めっきぶりき (ISO仕様) (JIS G 7121:2000 (ISO 11949:1995)) (b) 冷間圧延電解クロム／クロム酸化物めっき鋼板 (ISO仕様) (JIS G 7122:2000 (ISO 11950:1995)) (c) ぶりき又は電解クロム／クロム酸化物めっき鋼板製造用冷間圧延原板コイル (ISO仕様) (JIS G 7123:2000 (ISO 11951:1995))	6. 1. 4. 1. 1
2) 脇板の接合部は、40リットルを超える液体を充てんするドラムにあっては溶接とし、固体又は40リットル以下の液体を充てんするドラムにあっては、溶接又は機械的接合としなければならない。	6. 1. 4. 1. 2
3) チャイムは、溶接又は機械的に接合しなければならない。チャイムは、組立型覆輪を使用して差し支えない。	6. 1. 4. 1. 3
4) ドラムには、複数の一体型(expanded) 又は組立型(separate) いずれかの輪帶を設けることができる。組立型の輪帶を設ける場合にあっては、輪帶が移動しないよう胴体に堅固に装着しなければならない。輪帶は点溶接をしてはならない。	6. 1. 4. 1. 4
5) 天板固着式(1 A 1)のものの脇板又は天地板に設ける充てん、放出又はガス抜きのための開口部(以下口栓という。)の直径は7cmを超えないものでなければならない。口栓の直径が7cmを超えるドラムは、天板取外し式(1 A 2)とみなす。口栓は、通常の運送状態において脇板又は天板に確実に固着	6. 1. 4. 1. 5

し、かつ、漏えいのないように設計しなければならない。口栓のフランジは、機械的な接合又は溶接としなければならない。口栓が、本質的に漏えい防止型でない場合にあっては、ガスケット又は他の密封装置を口栓と併せて用いたものでなければならない。

- | | |
|---|-----------|
| 6) 天板取外し式ドラム（1 A 2）の開口部の閉鎖装置は通常の運送状態において確実に固着し、かつ、漏えいのないように設計しなければならない。すべての取外し式天板には、ガスケット又は他の密封装置を設けたものでなければならない。 | 6.1.4.1.6 |
| 7) 脳板、天地板、閉鎖具及び付属部品に用いる素材が、運送する内容物と相互に反応するものである場合には、内面に適切な保護コーティング又は表面処理を施さなければならない。このようなコーティング又は表面処理は、通常の運送条件において、本来の保護特性を維持するものでなければならない。 | 6.1.4.1.7 |
| 8) 許容容量は、450リットル以下とする。 | 6.1.4.1.8 |
| 9) 許容正味質量は、400kg以下とする。 | 6.1.4.1.9 |

(2) アルミニウムドラム

- 1 B 1 天板固定式のもの
1 B 2 天板取外し式のもの

- | | |
|--|-----------|
| 1) 脳板及び天地板は純度が99%以上のアルミニウム又はアルミニウムを主体とした合金で製作しなければならない。脳板及び天地板は、ドラムの容量及び用途に応じて、適切な材質及び板厚を有する素材を用いなければならない。 | 6.1.4.2.1 |
| 2) すべての接合部は溶接しなければならない。チャイムに接合部がある場合にあっては、組立て型覆輪を用いて補強したものでなければならない。 | 6.1.4.2.2 |
| 3) ドラムには、複数の一体型(expanded)又は組立型(separate)いずれかの輪帶を設けることができる。組立型の輪帶を設ける場合にあっては、輪帶が移動しないよう脳体に堅固に装着しなければならない。輪帶は点溶接をしてはならない。 | 6.1.4.2.3 |
| 4) 天板固定式(1 B 1)のものの脳板又は天地板に設ける充てん、放出又はガス抜きのための開口部(以下口栓という。)の直径は7cmを超えないものでなければならない。口栓の直径が7cmを超えるドラムは、天板取外し式(1 B 2)とみなす。口栓は、通常の運送状態において脳板又は天板に確実に固着し、かつ、漏えいのないように設計しなければならない。口栓の口金フランジは、溶接としなければならない。口栓が、本質的に漏えい防止型でない場合にあっては、ガスケット又は他の密封装置を口栓と併せて用いたものでなければならない。 | 6.1.4.2.4 |
| 5) 天板取外し式ドラム(1 B 2)の開口部の閉鎖装置は通常の運送状態において確実に固着し、かつ、漏えいのないように設計しなければならない。すべての取外し式天板には、ガスケット又は他の密封装置を設けたものでなければならない。 | 6.1.4.2.5 |

ばならない。	
6) 容器本体、天頂部、閉鎖・固縛部の材料と輸送する収容物との相性そのものが良くない場合には、適当な内部保護コーティング又は処置を施さなければならぬ。これらのコーティングや処置は通常の輸送状態で防護性能を維持するものでなければならない。	6. 1. 4. 2. 6
7) 許容容量は、450リットル以下とする。	6. 1. 4. 2. 7
8) 許容正味質量は、400kg以下とする。	6. 1. 4. 2. 8
(3) 鋼製又はアルミニウム以外の金属ドラム	6. 1. 4. 3
1 N 1 天板固着式のもの	
1 N 2 天板取外し式のもの	
1) 脇板及び天地板は、鋼製又はアルミニウム以外の金属又は金属を主体とした合金で製作しなければならない。脇板及び天地板は、ドラムの容量及び用途に応じて、適切な材質及び板厚を有する素材を用いなければならない。	6. 1. 4. 3. 1
2) チャイムに接合部がある場合には、組立て型覆輪を用いて補強したものでなければならない。全ての接合部は、金属又は合金を用いる技術要件（溶接、ハンダ等）により接合しなければならない。	6. 1. 4. 3. 2
3) ドラムには、複数の一体型（expanded）又は組立型（separate）いずれかの輪帶を設けることができる。組立て型の輪帶を設ける場合にあっては、輪帶が移動しないよう脇体に堅固に装着しなければならない。輪帶は点溶接をしてはならない。	6. 1. 4. 3. 3
4) 天板固着式（1 N 1）のものの脇板又は天地板に設ける充てん、放出又はガス抜きのための開口部（以下口栓という。）の直径は7cmを超えないものでなければならない。口栓の直径が7cmを超えるドラムは、天板取外し式（1 N 2）とみなす。口栓は、通常の運送状態において脇板又は天板に確実に固着し、かつ、漏えいのないように設計しなければならない。口栓の口金フランジは、金属又は合金を用いる技術要件（溶接、ハンダ等）により接合したものでなければならない。口栓が、本質的に漏えい防止型でない場合にあっては、ガスケット又は他の密封装置を口栓と併せて用いたものでなければならない。	6. 1. 4. 3. 4
5) 天板取外し式ドラム（1 N 2）の開口部の閉鎖装置は通常の運送状態において確実に固着し、かつ、漏えいのないように設計しなければならない。すべての取外し式天板には、ガスケット又は他の密封装置を設けたものでなければならない。	6. 1. 4. 3. 5
6) 容器本体、天頂部、閉鎖・固縛部の材料と輸送する収容物との相性そのものが良くない場合には、適当な内部保護コーティング又は処置を施さなければならぬ。これらのコーティングや処置は通常の輸送状態で防護性能を維持するものでなければならない。	6. 1. 4. 3. 6
7) 許容容量は、450リットル以下とする。	6. 1. 4. 3. 7

8) 訸容正味質量は、400 kg以下とする。	6.1.4.3.8
(4) 鋼製又はアルミニウムジェリカン 3 A 1 鋼製、天板固着式のもの 3 A 2 鋼製、天板取外し式のもの 3 B 1 アルミニウム製、天板固着式のもの 3 B 2 アルミニウム製、天板取外し式のもの	6.1.4.4
1) アルミニウム製ジェリカンの胴板及び天地板は、純度が99%以上のアルミニウム又はアルミニウムを主体とした合金で製作しなければならない。ドラムの容量及び用途に応じて、適切な材質及び板厚を有する素材を用いなければならない。	6.1.4.4.1
2) 鋼製ジェリカンのチャイムは、溶接又は機械的に接合したものでなければならぬ。40リットルを超える液体を充てんする鋼製ジェリカンの胴板の接合部は、溶接したものでなければならぬ。固体又は40リットル以下の液体を充てんする鋼製ジェリカンの胴板の接合部は、溶接又は機械的に接合したものでなければならぬ。アルミニウム製ジェリカンのすべての接合部は、溶接したものでなければならぬ。チャイムに接合部がある場合にあっては、組立て型覆輪を用いて補強したものでなければならない。	6.1.4.4.2
3) 天板固着式(3 A 1, 3 B 1)のものの充てん、放出又はガス抜きのための開口部(以下口栓という。)の直径は7cmを超えないものでなければならない。口栓の直径が7cmを超えるジェリカンは、天板取外し式(3 A 2, 3 B 2)とみなす。口栓は、通常の運送状態において本体に確実に固着し、かつ、漏えいのないように設計しなければならぬ。口栓が、本質的に漏えい防止型でない場合にあっては、ガスケット又は他の密封装置を口栓と併せて用いたものでなければならない。	6.1.4.4.3
4) 胴板、天地板、閉鎖具及び付属部品に用いる素材が、運送する内容物と相互に反応するものである場合には、内面に適切な保護コーティング又は表面処理を施さなければならぬ。このようなコーティング又は表面処理は、通常の運送条件において、本来の保護特性を維持するものでなければならない。	6.1.4.4.4
5) 許容容量は、60リットル以下とする。	6.1.4.4.5
6) 訸容正味質量は、120 kg以下とする。	6.1.4.4.6
(5) 合板ドラム 1 D	6.1.4.5
1) 胴板及び天地板は十分乾燥された木材で作製され、かつ、節、割れ等の欠陥のないものでなければならない。天地板に合板以外の材料を用いる場合は合板と同等以上の強度を有するものでなければならない。	6.1.4.5.1
2) 胴板には2層以上、天地板には3層以上の合板を用いなければならない。合	6.1.4.5.2

板は、薄板（単板）の纖維方向を互いに直交させ耐水性接着剤を用いて強固に貼り合わせたものでなければならない。	
3) ドラムの胴体及び天地板並びにその接合部は、ドラムの容量及び用途に応じて適切に設計したものでなければならない。	6.1.4.5.3
4) 粉末不漏性とするためにはクラフト紙又はそれと同等以上の効力を有する材料を用いて天地板に内張りが施されなければならない。この内張りは、天地板に強固に固着され、かつ、全周にわたって外方向へ張り出しが設けられたものでなければならない。	6.1.4.5.4
5) 許容容量は、250リットル以下とする。	6.1.4.5.5
6) 許容正味質量は、400kg以下とする。	6.1.4.5.6
(6) (削除)	
(7) ファイバドラム 1 G	6.1.4.7
1) ドラムの胴板は、重質紙又はファイバ板（コルゲートでないもの）を強固に貼り合わせたもの又はそれを積層して多層化したものでなければならない。多層化した胴板には1層以上のタール含浸、ワックス塗布のクラフト紙、金属箔又はプラスチック等の保護層を含んでもよい。	6.1.4.7.1
2) 天地板は、天然木材、ファイバ板、金属、合板又はプラスチックにより製作しなければならない。天地板には、1層以上のタール含浸、ワックス塗布のクラフト紙、金属箔又はプラスチック等による保護層を含んでもよい。	6.1.4.7.2
3) ドラムの胴板及び天地板並びに接合部は、ドラムの容量及び用途に応じて適切に設計したものでなければならない。	6.1.4.7.3
4) 組み立てられたドラムは、通常の運送状態において、はく離を生じないような十分な耐水性を有するものでなければならない。	6.1.4.7.4
5) 許容容量は、450リットル以下とする。	6.1.4.7.5
6) 訸容正味質量は、400kg以下とする。	6.1.4.7.6
(8) プラスチックドラム又はプラスチックジェリカン 1 H 1 ドラム、天板固着式のもの 1 H 2 ドラム、天板取外し式のもの 3 H 1 ジェリカン、天板固着式のもの 3 H 2 ジェリカン、天板取外し式のもの	6.1.4.8
1) 容器は、その容量及び用途に応じて適切なプラスチック材料により製造し、かつ、適當な強度を有するものでなければならない。中古材料は、前I.2.(2)1)で定義されている再生プラスチック材を除いて、原料の残量又は同一製造工程における回収原料以外のものは使用してはならない。容器は、収	6.1.4.8.1

	納物質又は紫外線輻射による経年変化及び劣化に対し適当な耐性を有するものでなければならない。	
2)	紫外線に対する保護が必要な場合は、プラスチック材料にカーボンブラック、顔料又は紫外線劣化防止剤を添加することができる。ただし、この添加物は、収納された危険物と反応しないものであり、容器の使用期間を通じて有効なものでなければならない。試験に合格した容器の仕様書に定められたもの以外のカーボンブラック、顔料又は紫外線劣化防止剤を添加する場合、カーボンブラックの全含有率が2質量パーセント以下、顔料の全含有率が3質量パーセント以下又は紫外線劣化防止剤は制限なしである場合には、再試験は要しない。	6.1.4.8.2
3)	紫外線の保護以外の目的の添加物は、容器の材料に化学的及び物理的に有害な影響を与えない限り、これを本会の承認により使用することができる。この場合には再試験は要しない。	6.1.4.8.3
4)	容器の全ての部分の板厚は、当該容器に作用する全ての応力を考慮したその容器及び用途に応じて適切なものでなければならない。	6.1.4.8.4
5)	天板固定式のドラム（1H1）及びジェリカン（3H1）の胴板又は天板に設ける充てん、放出又はガス抜きのための開口部（以下口栓という。）の直径は、7cmを超えないものでなければならない。口栓の直径が7cmを超えるドラム及びジェリカンは、天板取外し式（1H2及び3H2）とみなす。口栓は、通常の運送状態において胴板又は天板に確実に固着し、かつ、漏えいのないように設計しなければならない。口栓が、本質的に漏えい防止型でない場合にあっては、ガスケット又は他の密封装置を口栓と併せて用いるものでなければならない。	6.1.4.8.5
6)	天板取外し式のドラム（1H2）及びジェリカン（3H2）の開口部の閉鎖装置は、通常の運送状態において確実に固着し、かつ、漏えいのないように設計しなければならない。取外し式天板を適切に固着した場合に当該ドラム又はジェリカンが不漏性の構造となる場合を除いてすべての取外し式天板には、ガスケットを用いなければならない。	6.1.4.8.6
7)	許容容量は、天板固定式ドラム（1H1）及び天板取外し式ドラム（1H2）では450リットル以下とする。 許容容量は、天板固定式ジェリカン（3H1）及び天板取外し式ジェリカン（3H2）では60リットル以下とする。	6.1.4.8.7
8)	許容正味質量は、天板固定式ドラム（1H1）及び天板取外し式ドラム（1H2）では400kg以下とする。 天板固定式ジェリカン（3H1）及び天板取外し式ジェリカン（3H2）では120kg以下とする。	6.1.4.8.8
(9)	天然木材製木箱 4C1 普通型 4C2 粉末不漏型	6.1.4.9

1) 使用する木材は、十分枯らした木材で、十分乾燥し、かつ、有害な節、割れ、腐れ、その他の強度を低下させるような欠陥のないものでなければならない。使用素材の強度及び箱の構造は、箱の容量及び用途に応じて適切なものでなければならない。 天地板は、耐水性の再生木材（譬如、ハードボード、パーティクルボード等）を用いることができる。	6.1.4.9.1
2) 締め具は、通常の運送状態で起こる振動に耐えるものでなければならない。端部への釘の打付けは、実行可能な場合には出来る限り避けなければならない。強い応力がかかりやすい接合部は、抜け止め釘若しくは環輪状釘又は同じような効果のあるものを使用して接合しなければならない。	6.1.4.9.2
3) 粉末不漏型木箱（4 C 2）の各部材は、1枚板又は、1枚板と同等と認められる接手により接合された継ぎ合わせ板としなければならない。 1枚板と同等と認められる継ぎ合わせ板は、例えば、接着剤で組み立てられたリンダーマン継手、サネハギ、相互ハギ又は継目毎に2個以上の鋼鋸製波クギを打ち込んだツキ合わせ継手の各接合板をいう。	6.1.4.9.3
4) 許容正味質量は、400kg以下とする。	6.1.4.9.4
 (10) 合板箱 4 D	6.1.4.10
1) 合板は、3層以上のものでなければならない。 合板は、十分枯らしたもの又は十分乾燥された割れ、節その他の強度を低下させるような欠陥のないロータリーカット单板、薄切り单板又は鋸引单板の何れかの单板から集成されたものでなければならない。 合板を構成する单板はすべて耐水性の接着剤で接着されてなければならない。 箱の面材以外の部材には、合板以外の適切な材料を使用することができる。 箱の各面は、隅柱又は両妻にしっかりと釘付け若しくは固定又はこれと同等効力のある適切な他の器具で組み立てられなければならない。	6.1.4.10.1
2) 許容正味質量は、400kg以下とする。	6.1.4.10.2
 (11) 再生木材製木箱 4 F	6.1.4.11
1) 箱の面材は、耐水性を有するハードボード、パーティクルボード又はこれと同等強度の再生木材板であること。使用素材の強度及び箱の構造は、箱の容量及び用途に応じて適切なものでなければならない。	6.1.4.11.1
2) 箱の面材以外の部材には、再生木材以外の適切な材料を使用することができる。	6.1.4.11.2
3) 箱は、適當な部品を用いて強固に組立てなければならない。	6.1.4.11.3

4) 訸容正味質量は、400kg以下とする。	6.1.4.11.4
(12) ファイバ板箱 4 G	6.1.4.12
1) 箱の面材は、適當な強度を有する良質のファイバ板又は両面段ボール（単層又は多層のもの）のものを使用しなければならない。 ファイバ板の外表面の耐水性は、「JIS P 8140 (ISO535・最新版) (コップ法)」による吸水度試験（水との接触時間は、30分以上とする）において吸水度（単位面積当たりの質量増加）が155g/m ² 以下のものでなければならない。 ファイバ板は、曲げに対して適當な性能のものであること。 ファイバ板は、裁断した後、組立て時に割れ目、表面の破れ又は過度の曲がりを生じないように、表面に切傷を付けることなくクリーズ(けい線)を付け、スロット(ラップ間の切りとり)を施さなければならぬ。段ボールの中芯は、耐水性接着剤を用いて、ライナに丈夫に貼り合わせなければならぬ。	6.1.4.12.1
2) 箱のつま面は、木製の枠を用いたもの又は全面を木板とすることができる。 また、木製の補強さんを施してもよい。	6.1.4.12.2
3) 箱本体の接合は、テープによる接合又は接着剤若しくはステイプルによる重ね合わせ接合でなければならない。重ね合わせ接手は、適當な継ぎしろを設けなければならない。	6.1.4.12.3
4) 箱の封函が接着剤又はテープによる場合は、耐水性接着剤を使用したものでなければならない。	6.1.4.12.4
5) 箱は、内容物に対し良好な収納状態を備えるように設計したものでなければならない。	6.1.4.12.5
6) 訸容正味質量は、400kg以下とする。	6.1.4.12.6
(13) プラスチック製箱 4 H 1 発泡プラスチック製箱 4 H 2 硬質プラスチック製箱	6.1.4.13
1) 箱は、その容量及び用途に応じて適切なプラスチック材料により製造し、かつ、適當な強度を有するものでなければならない。箱は、収納物質又は紫外線輻射による経年変化及び劣化に対し適當な耐久性を有するものでなければならない。	6.1.4.13.1
2) 発泡プラスチック製箱（4 H 1）は、発泡成型による二つの部材（内装容器を収納する凹部を設けた本体及びこれに嵌合する上ぶた）からなるもので、本体及び上ぶたは内装容器と完全に合うように設計したものでなければならない。上ぶたの内面は、内装容器の口栓と接触しないように製造したものでなければならない。	6.1.4.13.2

3) 発泡プラスチック製箱（4 H 1）は、十分な引張り強さをもつ粘着テープで通常の運送状態に耐える確実な方法で閉鎖できるものでなければならない。粘着テープは、耐候性をもつものであり、接着剤は箱のプラスチック素材と相互に反応するものであってはならない。粘着テープと同等以上の効果をもつ他の封かん方法によっても差し支えない。	6. 1. 4. 13. 3
4) 硬質プラスチック製箱において紫外線に対する保護が必要な場合は、プラスチック材料にカーボンブラック又は顔料若しくはその他の紫外線劣化防止剤を添加しなければならない。ただし、この添加物は、収納された危険物と反応しないものであり、容器の使用期間を通じて有効なものでなければならない。試験に合格した容器の仕様書に定められたもの以外のカーボンブラック、顔料又は紫外線劣化防止剤を添加する場合、カーボンブラックの全含有率が2質量パーセント以下、顔料の含有率が3質量パーセント以下又は紫外線劣化防止剤は制限なしである場合には、再試験は要しない。	6. 1. 4. 13. 4
5) 紫外線の保護以外の目的の添加物は、容器の材料に化学的及び物理的に有害な影響を与えない限り、これを本会の承認により使用することができる。この場合は、再試験は要しない。	6. 1. 4. 13. 5
6) 硬質プラスチック箱は、適切な強度を有する材料で製造し、かつ、不用意に開くことのないように設計したものでなければならない。	6. 1. 4. 13. 6
7) 発泡プラスチック製箱（4 H 1）の許容正味質量は、60 kg以下とする。硬質プラスチック製箱（4 H 2）の許容正味質量は、400 kg以下とする。	6. 1. 4. 13. 7
(14) 鋼製箱、アルミニウム製又はその他の金属製箱	6. 1. 4. 14
4 A 鋼製箱	
4 B アルミニウム製箱	
4 N その他の金属製箱	
1) 金属の強度及び箱の構造は、箱の容量及び用途に応じて適切なものでなければならない。	6. 1. 4. 14. 1
2) 箱は、必要に応じファイバ板またはフェルト板で内張りを施さなければならぬ。又は、適切な材質で内張りを施すかコーティングをしなければならない。また、二重巻き締めの金属内張りを施す場合は、接合部の凹所や間隙に物質(特に火薬類)が入り込まないような手段を講じなければならない。	6. 1. 4. 14. 2
3) 鋼製箱又はアルミニウム製箱（4 A, 4 B）は、通常の運送状態に耐える確実な方法で閉鎖できるものでなければならない。	6. 1. 4. 14. 3
4) 許容正味質量は、400 kg以下とする。	6. 1. 4. 14. 4

(15) 織布袋		6. 1. 4. 15
5 L 1 内張り付きでないもの		
5 L 2 粉末不漏性のもの		
5 L 3 防水性のもの		
1) 布地は良質のものを使用しなければならない。また、布地の強度および袋の構造は、その容量および用途に応じて適切なものでなければならない。	6. 1. 4. 15. 1	
2) 粉末不漏性の織布袋（5 L 2）では、例えば次の方法で粉末不漏性のものでなければならない。	6. 1. 4. 15. 2	
(a) タール含浸のような耐水性の接着剤を用い袋の内側に紙をはり合わせること。		
(b) 袋の内面にプラスチックフィルムをはり合わせること。		
(c) 1層以上の紙袋又はプラスチック製の内袋を施すこと。		
3) 防水性の織布袋（5 L 3）では、例えば次の方法で防水性のものでなければならない。	6. 1. 4. 15. 3	
(a) 防水性の紙（例えばワックス塗布のクラフト紙、タール含浸紙又はプラスチック被覆クラフト紙）の内袋を施すこと。		
(b) 袋の内面にプラスチックフィルムをはり合わせること。		
(c) 1層以上のプラスチック製の内袋を施すこと。		
4) 許容正味質量は、50 kg以下とする。	6. 1. 4. 15. 4	
(16) 樹脂クロス袋		6. 1. 4. 16
5 H 1 内張り付きでないもの		
5 H 2 粉末不漏性のもの		
5 H 3 防水性のもの		
1) 袋は、適切なプラスチック材料でできた延伸テープ又はモノフィラメント（単纖維）で織られたものでなければならない。材料の強度および袋の構成は、袋の容量及び用途に適したものでなければならない。	6. 1. 4. 16. 1	
2) 袋の素材が平織物である場合は、底部及び側部をミシン縫いその他の方法で閉じて袋としたものであること。素材がチューブ状織物である場合は、底部をミシン縫い織り合わせその他の方法で閉じて袋としたものでなければならない。	6. 1. 4. 16. 2	
3) 粉末不漏性の袋（5 H 2）は、例えば、次の方法で粉末不漏性のものでなければならない。	6. 1. 4. 16. 3	
(a) 袋の内面に紙又はプラスチックフィルムをはり合わせること。		
(b) 1層以上の紙製又はプラスチック製の内袋を施すこと。		
4) 防水性の袋（5 H 3）は、例えば、次のいずれかの方法で防水性のものでなければならない。	6. 1. 4. 16. 4	
(a) 防水性の紙（例えばワックス塗布のクラフト紙、タール含浸紙又はプラ		

	スチック被覆クラフト紙) の内袋を施すこと。	
(b)	袋の内面又は外面にプラスチックフィルムをはり合わせること。	
(c)	1層以上のプラスチック内袋を施すこと。	
5)	許容正味質量は、50kg以下とする。	6.1.4.16.5
(17)	プラスチックフィルム袋 5 H 4	6.1.4.17
1)	袋は良質の適切なプラスチック材料で製造しなければならない。また、材質の強度及び袋の構造は、その容量及び用途に応じて適切なものでなければならぬ。袋の接合部及び封かん部は、通常の運送状態における圧力及び衝撃に耐えうる設計のものでなければならない。	6.1.4.17.1
2)	許容正味質量は、50kg以下とする。	6.1.4.17.2
(18)	紙袋 5 M 1 多層のもの 5 M 2 多層で防水性のもの	6.1.4.18
1)	袋は良質なクラフト紙製又はこれと同等の紙製のもので3層以上でなければならない。ただし、中間層はネット状の層又はネット状のものを最も外側の紙層の内面に接着したものであってもよい。紙の強度及び袋の構造は、袋の容量及び用途に応じて適切なものでなければならない。 袋の接合部及び封かん部は粉末不漏性のものでなければならない。	6.1.4.18.1
2)	多層で防水性の袋(5M2)の場合	6.1.4.18.2
(a)	四層以上の袋では、最外層か又は最外層から二番目の層を耐水層とするか、両者の間に適切な保護された材料で、耐水層を設けることにより防水性とし、水分の浸入を防ぐものでなければならない。 三層の袋にあっては、最外層を耐水層にして防水性のものでなければならない。	
(b)	内容物が水分と反応するおそれがある場合、又は内容物が水分を含んだ状態で収納される場合には、内容物と接する最も内側の層を耐水層とするか、又は耐水性のバリヤー材を施さなければならない。	
(c)	袋の接合部及び封かん部は、防水性でなければならない。	
3)	許容正味質量は、50kg以下とする。	6.1.4.18.3
(19)	複合容器(プラスチック製内容器のもの) 6 H A 1 外装用鋼製ドラム付きプラスチック容器 6 H A 2 外装用鋼製枠又は鋼製箱付きプラスチック容器 6 H B 1 外装用アルミニウムドラム付きプラスチック容器 6 H B 2 外装用アルミニウム製枠又はアルミニウム製箱付きプラスチック	6.1.4.19

	ク容器	
6 HC	外装用木箱付きプラスチック容器	
6 HD 1	外装用合板ドラム付きプラスチック容器	
6 HD 2	外装用合板箱付きプラスチック容器	
6 HG 1	外装用ファイバドラム付きプラスチック容器	
6 HG 2	外装用ファイバ板箱付きプラスチック容器	
6 HH 1	外装用プラスチックドラム付きプラスチック容器	
6 HH 2	外装用硬質プラスチック製箱付きプラスチック容器	
1) 内容器		6.1.4.19.1
(a)	プラスチック製内容器は、前Ⅱ. 2. (8)1)、3)から6)の規定を準用する。	6.1.4.19.1.1
(b)	プラスチック製内容器は、外装容器の内面に完全に合致するもので、外装容器の内面には、プラスチック材料に傷を与えるような突起物のないものでなければならない。	6.1.4.19.1.2
(c) 内容器の許容容量		6.1.4.19.1.3
(i)	6 HA 1、6 HB 1、6 HD 1、6 HG 1 及び 6 HH 1 は、250リットル以下とする。	
(ii)	6 HA 2、6 HB 2、6 HC、6 HD 2、6 HG 2 及び 6 HH 2 は、60リットル以下とする。	
(d) 内容器の許容正味質量		6.1.4.19.1.4
(i)	6 HA 1、6 HB 1、6 HD 1、6 HG 1 及び 6 HH 1 は、400kg以下とする。	
(ii)	6 HA 2、6 HB 2、6 HC、6 HD 2、6 HG 2 及び 6 HH 2 は、75kg以下とする。	
2) 外装容器		6.1.4.19.2
(a)	外装用鋼製ドラム付きプラスチック容器又は外装用アルミニウムドラム付きプラスチック容器（6 HA 1 又は 6 HB 1）の外装容器の構造は、それぞれ前Ⅱ. 2. (1)又は(2)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.1
(b)	外装用鋼製枠又は鋼製箱付きプラスチック容器又は外装用アルミニウム製枠又はアルミニウム製箱付きプラスチック容器（6 HA 2 又は 6 HB 2）の外装容器の構造は、前Ⅱ. 2. (14)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.2
(c)	外装用木箱付きプラスチック容器（6 HC）の外装容器の構造は、前Ⅱ. 2. (9)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.3
(d)	外装用合板ドラム付きプラスチック容器（6 HD 1）の外装容器の構造は、前Ⅱ. 2. (5)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.4
(e)	外装用合板箱付きプラスチック容器（6 HD 2）の外装容器の構造は、前Ⅱ. 2. (10)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.5
(f)	外装用ファイバドラム付きプラスチック容器（6 HG 1）の外装容器の構造は、前Ⅱ. 2. (7)1)から4)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.6

(g) 外装用ファイバ板箱付きプラスチック容器（6 HG 2）の外装容器の構造は、前Ⅱ. 2. (12)1)から5)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.7
(h) 外装用プラスチックドラム付きプラスチック容器（6 HH 1）の外装容器の構造は、前Ⅱ. 2. (8)1)及び2)から6)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.8
(i) 外装用硬質プラスチック製箱付きプラスチック容器（6 HH 2）の外装容器の構造は、前Ⅱ. 2. (13)1)及び4)から6)の規定を準用する。	6.1.4.19.2.9
(20) 複合容器(ガラス製、陶製又は磁器製内容器のもの)	6.1.4.20
6 P A 1 外装用鋼製ドラム付き容器	
6 P A 2 外装用鋼製枠又は鋼製箱付き容器	
6 P B 1 外装用アルミニウムドラム付き容器	
6 P B 2 外装用アルミニウム製枠又はアルミニウム製箱付き容器	
6 P C 外装用木箱付き容器	
6 P D 1 外装用合板ドラム付き容器	
6 P D 2 外装用木製かご付き容器	
6 P G 1 外装用ファイバドラム付き容器	
6 P G 2 外装用ファイバ板箱付き容器	
6 P H 1 外装用発泡プラスチック容器付き容器	
6 P H 2 外装用硬質プラスチック容器付き容器	
1) 内容器	6.1.4.20.1
(a) 内容器は、収納物質に適した形状（円筒形又は西洋なし形等）のもので容器の強度を減ずるような欠陥のない材質のものでなければならない。容器のすべての部分において、十分な板厚を有するものでなければならない。	6.1.4.20.1.1
(b) ねじ付きのプラスチック製口栓、ガラス製グランドストッパー又はこれと同等以上の効力を持つ他の口栓を使用しなければならない。口栓のうち、収納する内容物と接触する可能性のある部分は内容物に耐える十分な強度のもので、かつ、口栓は漏えいすることがなく確実に締まり、輸送中ゆるむことがないように設計されたものでなければならない。 ガス抜き栓が必要な場合は次によらなければならない。	6.1.4.20.1.2
(i) 内容物からのガスの発生（温度上昇又は他の原因による）により容器内の圧力が上昇するおそれがある場合は、発生するガスが毒性、引火性又は放出量等のために危険性を呈するおそれがある場合を除き、ガス抜き孔を設けることができる。	4.1.1.8
(ii) ガス抜き孔は、運送状態における容器及び包装の姿勢並びに通常の運送状態で、液体の漏えい及び他の物質の浸透を妨げる構造のものであること。	
(c) 内容器は、緩衝材又は吸収材と共に外装容器に確実に、かつ、ゆるむことがないように収納できるものでなければならない。	6.1.4.20.1.3
(d) 内容器の許容容量は、60リットル以下とする。	6.1.4.20.1.4

(e) 内容器の許容正味質量は、75 kg以下とする。	6.1.4.20.1.5
2) 外装容器	6.1.4.20.2
(a) 外装用鋼製ドラム付き容器(6PA1)の外装容器の構造は、前II.2.(1)の規定を準用する。 ただし、この種類の容器に必要な取外し式の口栓のふたは、キャップ形のものとすることができます。	6.1.4.20.2.1
(b) 外装用鋼製枠又は鋼製箱付き容器(6PA2)の外装容器の構造は、前II.2.(14)の規定を準用する。 円筒形内容器の場合では、外装容器は正立の位置で内容器頂部及びその口栓の位置よりも上方まで内容器を保護する形状のものでなければならない。西洋なし形内容器の場合で外装用枠が内容器の形状に合ったものの場合は、外装容器には保護カバー(キャップ式)のものを備えたものでなければならない。	6.1.4.20.2.2
(c) 外装用アルミニウムドラム付き容器(6PB1)の外装容器の構造は、前II.2.(2)の規定を準用する。	6.1.4.20.2.3
(d) 外装用アルミニウム製枠又はアルミニウム製箱付き容器(6PB2)の外装容器の構造は、前II.2.(14)の規定を準用する。	6.1.4.20.2.4
(e) 外装用木箱付き容器(6PC)の外装容器の構造は、前II.2.(9)の規定を準用する。	6.1.4.20.2.5
(f) 外装用合板ドラム付き容器(6PD1)の外装容器の構造は、前II.2.(5)の規定を準用する。	6.1.4.20.2.6
(g) 外装用木製かご付き容器(6PD2)の外装用木製かごは良質の材料で適切に作成されたもので、内容器が損傷しないよう保護カバー(キャップ式)を備えたものでなければならない。	6.1.4.20.2.7
(h) 外装用ファイバドラム付き容器(6PG1)の外装容器の胴体は、前II.2.(7)1)から4)の規定を準用する。	6.1.4.20.2.8
(i) 外装用ファイバ板箱付き容器(6PG2)の外装容器の構造は、前II.2.(12)の規定を準用する。	6.1.4.20.2.9
(j) 外装用発泡プラスチック容器付き容器及び外装用硬質プラスチック容器付き容器(6PH1及び6PH2)の外装容器の材料は、前II.2.(13)の規定を準用する。6PH2の外装容器では、高密度ポリエチレン又はこれと同等のプラスチック材料で製造されたものでなければならない。この種類の容器に必要な取外し式の口栓のふたは、キャップ形のものとすることができます。	6.1.4.20.2.10
(21) 組合せ容器(追加要件)	
1) 内装容器は、通常の運送条件下において、外装容器への破れ、穴あけ又は内装容器内の危険物が漏えいしない方法で、外装容器に収納しなければならない。破れ又は穴あけを起こしそうな内装容器(例えば、ガラス、陶磁器又は特定のプラスチック製容器等)は、適当な緩衝材と共に外装容器に収納しな	4.1.1.5

ければならない。液体を収納する閉鎖装置を有する内装容器にあっては、通常運送する状態における容器の上方向に内装容器の閉鎖装置を配置し、かつ、外装容器に表示される上向きの表示（告示第3号の2様式）と一致するよう、外装容器に収納しなければならない。危険物の漏えいがあっても、緩衝材又は外装容器の性能を損なわないものであること。

- | | |
|--|-----------|
| 2) 緩衝材及び吸収材の材質は、危険物に対して不活性であり、適當なものでなければならない。 | 4.1.1.5.3 |
| 3) 外装容器の材質及び板厚は、運送中の摩擦により、危険物の化学的な安定性を危険となるような加熱を引き起こさないものであること。 | 4.1.1.5.4 |
| 4) 複数の危険物は、相互に危険な反応を示す場合又は次のような反応を引き起こす場合にあっては、同一の外装容器に収納してはならない。
(a) 燃焼及び相当量の熱の放出。
(b) 引火性、毒性又は窒息性のガスの放出。
(c) 腐食性物質の生成。
(d) 不安定物質の生成。 | 4.1.1.6 |

(22) サルベージ容器（追加要件）

サルベージ容器には、損傷し、漏えいしている容器がサルベージ容器内での大きな移動を防止するための措置を施さなければならない。収納する容器内に液体を含んでいる場合には、液体の自由表面の除去のために、十分に不活性な吸収材を同梱しなければならない。

4.1.1.17.2

III. 容器及び包装の検査等		
1. 試験及び検査		
(1) 容器を初めて使用する前又は改造若しくは修理後初めて使用する前に、容器の同一設計型式毎に次に掲げる検査を受け、性能試験を実施しなければならない。また、この検査及び性能試験に必要な図面及び書類が提出され、必要な準備が行われなければならない。	6.1.5.1 6.1.5.1.1 4.1.1.3 4.1.1.9	
1) 「II. 構造及び設計」に適合していることを提出された図面及び書類並びに外観検査において確認すること。		
2) 「IV. 容器及び包装の性能試験基準」による当該容器に必要な性能試験に合格すること。		
(2) II. の要件の適合していることを確認するために容器に使用している材質について、提出された図面及び書類に材質を特定する記載があり、かつ、容器の材質に関する試験等を行わなければならない。ただし、次の容器にあっては、容器の材質に変更がないことを本会が認めた場合にあっては、容器の材質に関する試験等を省略することがある。		
1) ファイバ板箱（外装容器としてファイバ板箱を使用する組合せ容器及び複合容器を含む。）に使用するファイバ板に対するII.2.(12)1)の吸水度試験。ただし、5年に1回は実施しなければならない。	6.1.5.1.8	
2) プラスチックドラム、プラスチックジェリカン及び複合容器（プラスチック製内容器付きのもの）に使用するプラスチック材料に対するIV.2.(3)のプラスチック材料に対する調質。	6.1.5.1.9 4.1.1.9	
2. 設計型式の保持		
(1) 承認された設計型式は、その容器の製造する間、維持されていなければならぬ。	6.1.5.1.8	
(2) 内面処理及び内面コーティングが必要な場合、性能試験後もその保護特性を保持できるものでなければならない。	6.1.5.1.9	
(3) 試験の合格した容器と比べ、強度を減じるような損傷のある小型容器は、使用を禁止するか、性能試験に合格するように修理されなければならない。	4.1.1.9	
3. 危険物容器検査証		
試験及び検査が、細則（小型容器）に適合していることを証明するため、危険物容器検査証を交付する。		
4. 試験報告書		
(1) 危険物容器検査証には次の項目を含む試験報告書を添付する。	6.1.5.7.1	
1) 試験実施場所の名称及び住所		
2) 試験申請者の名称及び住所		
3) 試験成績書の識別番号		
4) 試験成績書の日付		

5) 容器及び包装の製造者名	
6) 容器及び包装の設計型式の仕様（寸法、材質、閉鎖具、板厚等）この中には、 製造方法（例. ブロー成型）図面又は写真を含む。	6. 1. 5. 7. 1. 8
7) 最大容量	
8) 試験時の物質の特性（例えば液体では粘度と比重、固体では粒度、水圧試験 の対象となるプラスチック製容器については、使用する水の温度）	
9) 試験方法及び結果	
10) 本会検査員の署名及び検査員の氏名	
(2) 試験報告書には、輸送のために用意した小型容器の供試品は細則（小型容器） の該当する規程に基づき試験を実施したこと及び他の包装方法又は包装材料 の使用はこの小型容器の有効性を失うおそれがあることを記載する。	6. 1. 5. 7. 2

IV. 容器及び包装の性能試験基準	6.1.5
1. 性能試験の一般規定	6.1.5.1
(1) 試験要件	
1) 危険物の容器及び包装（以下「容器」という。）は、容器を初めて使用する前に容器の同一の設計型式毎に、この基準に基づき性能試験を実施しなければならない。	6.1.5.1.1
2) 設計型式は、設計、寸法、材料及び板厚並びに製造及び包装方法により定められる。ただし、表面処理が異なる場合であっても、同一の設計型式と見なすことができる。	6.1.5.1.2
3) 同一の設計型式の容器の2回目以降の検査は、本会の認めるところにより実施しなければならない。ただし、紙製又はファイバ板製の容器にあっては、その抽出試験のうちIV. 2. (2)に規定する調質を本会の指示により省略することができる。	6.1.5.1.3
4) 同一設計型式のファイバ板箱製容器の2回目以降の検査の特例	
ファイバ板箱製の容器については、性能試験を行った容器の設計、寸法、材料及び板厚並びに製造及び包装に変更がないことを資料等で確認できる場合、本会の認めるところにより、1年毎の更新の性能試験を省略し、3年毎に実施することができる。	
5) 同一事業者の複数の製造工場で製造される同一設計型式の性能試験	
同一事業者が経営する複数の製造工場で製造される同一の設計型式のファイバ板箱については、少なくとも一の製造工場で検査員立会の下、本会の認めるところにより性能試験を実施し合格が確認できれば、他の工場での検査員立会による性能試験を省略して差し支えない。	
6) 気密試験	6.1.1.2.2
液体を充てんする全ての容器は、次の場合にはIV. 5. に規定する気密試験を受けなければならない。同規定による試験を実施する場合、当該容器専用の閉鎖装置を取り付けない状態であってもよく、また、複合容器の内容器については、試験結果に影響をしない限り外装容器なしで試験ができる。本試験は、組合せ容器の内装容器には適用しない。	4.1.1.12
(a) 初めて使用する前	
(b) 改造又は修理後初めて使用する前	
(2) 仕様変更又は類似型式の場合の試験	
1) 容器の設計型式に変更があれば、その都度その関係する部分について試験を実施しなければならない。	6.1.5.1.4
2) 同一設計型式の取り扱い	6.1.5.1.2
試験に合格した容器と比較して高さのみが低い容器は、本会の承認を得て試験を省略することができる。	
3) 類似型式の取り扱い	6.1.5.1.5

試験に合格した容器との相違が安全性の面で僅かな点に限られている場合（例えば試験に合格した容器に、設計型式より小さい寸法又は正味質量の内装容器を収納する場合、試験に合格した容器より僅かに小さい外形寸法で製造されるドラム、袋、箱のような容器の場合）は、本会の承認を得て試験の一部を省略することができる。

(3) 組合せ容器

- 1) 組合せ容器で異なる種類の容器を収納して、それぞれ試験を実施し、合格した組合せ容器の外装容器には、これらの内装容器を取り混ぜて収納することができる。

- 2) 同等な性能が維持される場合、組合せ容器を試験することなく以下の内装容器の変更が認められる。

- (a) 以下を満たす場合、本会の承認を得て同等又はより小さい内装容器を使用して差し支えない。

(i) 内装容器は試験を実施した内装容器と同様な設計のもの。（例えば形状一円形、矩形、その他）

(ii) 内装容器の構造材料（ガラス、プラスチック、金属、その他）が、衝撃及び積み重ね負荷に対する抵抗力が設計型式試験を行った内装容器と同等又はそれ以上のものであること。

(iii) 内装容器は、同等又は小さな開口で、同様な設計の口栓を持つもの（例えばネジ蓋、摩擦蓋等）

(iv) 空間をふさぎ、内装容器の著しい動きを防ぐために充分な量の緩衝材が使用されていること。

(v) 内装容器は試験した容器及び包装と同様な方法で外装容器に収納すること。

- (b) 空間を埋めるために充分な量の緩衝材を使用して内装容器の著しい動きが防止されている場合、試験を行ったときの内装容器の数よりも少ない数の内装容器若しくは前(a)で記された代替内装容器を収納することができる。

(4) Vマーク付き容器

- 1) 物品又は、固体物質又は液体を入れるいかなる型式の内装容器も、以下の条件を満たす場合、試験を行うことなく外装容器に収納して運送に供することができる。

- (a) 外装容器は、脆弱な内装容器（例えばガラス製のもの）を外装容器に収納してIV. 4（落下試験）に基づき、容器等級 I に対応する落下試験を実施した場合、合格するものであること。

- (b) 内装容器の合計総質量が、前(a)の落下試験を行った内装容器の総質量の1／2を超えないこと。

4.1.1.5.1

4.1.1.5.1.1

4.1.1.5.1.2

6.1.5.1.7

6.1.5.1.7.1

6.1.5.1.7.2

(c) 内装容器相互間及び内装容器と外装容器の間に入れられている緩衝材の厚さは原型試験に供された容器及び包装の厚さを下廻らないこと。設計型式試験に供された容器及び包装が单一の内装容器の場合は、内装容器相互間の緩衝材の厚さが設計型式試験に供された容器及び包装の内装容器と外装容器の間の緩衝材の厚さ以上であること。落下試験に供された包装物の内装容器に比較して内装容器の寸法が小さいか又は内装容器の数が少ない場合は、空間を埋めるために充分な量の追加の緩衝材を使用すること。	6.1.5.1.7.3
(d) 空の外装容器はIV. 7. (積重試験) に規定されている積み重ね試験に合格するものであること。積み重ね試験に使用する容器の総質量は、前(a)の落下試験に供された容器及び包装の内装容器の合計質量に基づくものであること。	6.1.5.1.7.4
(e) 液体を充てんしている内装容器は、その内装容器に充てんした液体の全量を吸収するのに充分な量の吸収材で完全に包むこと。	6.1.5.1.7.5
(f) 液体を充てんする内装容器を非防漏型の外装容器に収納する場合、又は固体を収納する内装容器を非粉末不漏型の外装容器に収納する場合は、液体又は固体物質が漏えいした時に不漏内張り、プラスチック袋又は他の同等の効果を有する流出を防止する方法を講じること。なお、液体を充てんする容器について、前(e)で要求される吸収材は液体内容物を含有する方法で内側に入れること。	6.1.5.1.7.6
(g) 容器及び包装は、組合せ容器に対する容器等級 I の試験が実施された旨の表示を行うこと。表示の記載質量はkg 単位で行い、外装容器の質量と前(a)の落下試験で使用された内装容器の質量の半分を足したものであること。この表示には、前 I. 3. (4) 及び V. 1. (1) 備考(1)(2)に記述の ‘V’ の記号も追記すること。	6.1.5.1.7.7

2. 供試品の準備

(1) 一般

1) 供試容器の充てん量

供試品は、運送に供されるものと同様に製作されたものであること。組合せ容器の場合は、内装容器についても同様である。

袋を除く内装容器、内容器又は单一容器にあっては、固体については容量の95%以上、液体については98%以上充てんしなければならない。ただし、気密試験及び水圧試験を除く。

袋にあっては、運送時の許容正味質量に充てんしなければならない。

内装容器が液体と固体を収納するように設計された組合せ容器については、液体と固体の収納物で別々に試験を行わなければならない。

サルベージ容器にあっては、充てんされる試験物質として水を用い、容器が最大容量の98%以上に満たされた状態で試験を行う。ただし、試験結果に影響を及ぼさないよう配置される限り、例えば鉛片入りの袋等のおもりを入れて必要とされる全輸送質量を確保しても良い。この代替措置を行うことができな

6.1.5.2.1

6.1.5.1.11
.1.1

い場合には、本会の承認を得て、IV. 4. (4)2)による落下高さとすることができる。

2) 供試容器へ収納する代替物質

6.1.5.2.1

(a) 当該容器へ収納され運送される物質の代わりに代替物質を用いることができるが、試験結果に影響を及ぼさないものでなければならない。固体の場合にあっては、代替物質は運送される物質と同一の物理的性状（質量、粒度等）のものでなければならない。ただし、試験結果に影響を及ぼさないよう配置される限り、例えば鉛片入りの袋等のおもりを入れて必要とされる全輸送質量を確保しても良い。

(b) 液体を充てんする容器の落下試験に代替物質を用いる場合は、運送される物質と類似した比重及び粘性を持つものを用いなければならない。水を用いる場合は、IV. 4 (4)2)（落下高さ）の規定に適合するものでなければならない。

3) 供試品の静置

6.1.5.2.2

液体を収納する天板取り外し式の容器にあっては、充てんし密封した後、24時間以上静置した後に落下試験を行わなければならない。

6.1.5.3.3

(2) 調質

6.1.5.2.3

紙袋又はファイバ板製の容器及び包装は、次のいずれかの温度及び湿度（相対湿度をいう）において24時間以上調質しなければならない。

- (a) 温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び湿度 $50 \pm 2\%$
- (b) 温度 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び湿度 $65 \pm 2\%$
- (c) 温度 $27 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び湿度 $65 \pm 2\%$

注) 平均値は、これらの制限値の範囲内に入らなければならない。短時間の変動及び制限値を超える計測値は、規定相対湿度の±5%までの変動は認められる。

(3) プラスチック材料に対する調質

6.1.5.2.4

プラスチックドラム、プラスチックジェリカン及び複合容器（プラスチック製内容器付きのもの）であって、液体を充填する容器に使用されるプラスチック材料について、充填する危険物の影響を確認するため追加の試験を行わなければならない。これは、収納予定物質を充填した供試品（以下、「実缶調質」という。）を長期間（IMDG code の例示では、6ヶ月）保管し、その後、当該供試品について、IV. 4. からIV. 7. に規定する落下試験、気密試験、水圧試験及び積重試験（以下「性能試験」）を行わなければならない。

ただし、収納危険物を充填した供試品の作成が困難な場合には、本会が認める以下の方法によることができる。

- 1) 収納予定物質が、「危険物容器検査要領附属書G第3章 影響評価試験」に規定する方法により (a)の代表3薬品と比較しプラスチック材料に対する影響が少ないと評価された場合は、(a)の代表3薬品を使用する容器に充填したうえ

で(b)に定める温度及び期間にて保管し、その後、当該供試品について性能試験を行なうこと。

その結果、上記試験に合格した場合は、その後の性能試験時の調質を省略することができる。

なお、収納予定物質が、代表3薬品と比較してプラスチック材料に対する影響が大きいと評価された場合は、実缶調質し、その後、当該供試品について性能試験を行なうこと。ただし、調質温度及び期間は、(b)により行うこと。

(a) 代表3薬品

- (i) 灯油 : (JIS K 2203:1996) 1号適合品
- (ii) 70%硝酸 : 98%硝酸 (JIS K 1308:1983) を水で希釀したもの
- (iii) 酢酸 : 99%工業用氷酢酸 (JIS K 1351:1993)

ただし、冬期に酢酸が凍る恐れのある場合、又は、容器の性能試験が冬期に係る場合は、90%酢酸を使用しても良い。

(b) 調質温度及び期間は、次のいずれかとする。

- (i) 常温、6ヶ月以上
 - (ii) $40^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、35日間（促進試験）
- 2) プラスチックドラム又はプラスチックジェリカンに対し、応力割れや劣化を引き起こすおそれのある物質を収納する場合は、供試品に当該物質又はこれと同等以上の応力割れ現象を起こすことが知られている他の物質を充てんし、通常当該輸送物の上に積み重ねられる同型輸送物の総質量に等しい荷重を供試品の上面に加える。積み重ね高さは供試品を含め3m以上とする。

6.1.5.2.4

3. 供試品の兼用

試験結果の有効性に影響がなく本会の承認を得た場合には、一つの供試体でいくつかの試験を行っても差し支えない。

6.1.5.1.10

4. 落下試験		6.1.5.3
(1) 供試品の個数(設計型式及び製造者が同一の容器につき)及び落下要領		6.1.5.3.1
供試品の個数及び落下姿勢は、次表によらなければならない。		
ただし、供試品の容器数は、業務規程別表第6注 ^{*2} により、袋及び内容量5リットル以上の鋼製ジェリカン（3A1に限る。）を除いて複数個とすることができる。（以下、5.(2)、6.(2)及び7.(1)も同じ）		
対面落下以外の落下は、落下面に対し衝撃点の垂直上方に重心が来るように行わなければならない。		

容 器	供試品の容 器数	落下要領
鋼製ドラム アルミニウムドラム 鋼又はアルミニウム以外の金属ドラム 鋼製ジェリカン アルミニウムジェリカン 合板ドラム ファイバドラム プラスチックドラム プラスチックジェリカン 複合容器(ドラム形状のもの)	6個 (1回の落下につき3個)	第1回落下(3個使用) チャイム(チャイムがない容器にあっては、円周の接合部又はかど)を衝撃点とするように対角落下させる。 第2回落下(残りの3個を使用) 第1回落下の別の最も弱い部分(例えば、口栓部、胴体の縦通接合部等)を衝撃点とするように落下させる。
天然木材製木箱 合板箱 再生木材製木箱 ファイバ板箱 プラスチック製箱 鋼製箱 アルミニウム製箱 複合容器(箱形状のもの)	5個 (1回の落下につき1個)	第1回落下:下面の対面落下 第2回落下:天面の対面落下 第3回落下:側面の対面落下 第4回落下:つまの対面落下 第5回落下:任意のかどの対角落下
袋(単層で横とじのあるもの)	3個 (1個を3回落下させる)	第1回落下:袋の胴面の対面落下 第2回落下:袋の側面の対面落下 第3回落下:袋の端部の対面落下
袋(単層で横とじのないもの又は多層のもの)	3個 (1個を2回落下させる)	第1回落下:袋の胴面の対面落下 第2回落下:袋の端部の対面落下
(注) 一方向以上の落下試験が可能な場合、容器及び包装の最も破壊しやすい姿勢で落下させること。		

(2) 供試品の特別の準備（低温調質）

6.1.5.3.2

次に掲げる容器及び包装（液体又は固体（物品を含む。）を収納するもの）の試験は、供試品及び内容物の温度は -18°C 以下に達した後に行わなければならぬ。この低温調質を行う場合は、前IV. 2. (2)の調質は省略するものとする。

また、液体を収納する容器及び包装にあっては、供試液は、必要な場合は、不凍液を添加すること等により液体の状態を保たなければならない。

- 1) プラスチックドラム
- 2) プラスチックジェリカン
- 3) 硬質プラスチック箱
- 4) 複合容器（プラスチック製内容器付きのもの）
- 5) プラスチック製内装容器を収納する組合せ容器（固体又は物品を収納するプラスチック製袋以外のもの）

(3) 落下面

6.1.5.3.4

落下面是、非弾性かつ水平な面であって、次のものであること。

- 1) 落下面を構成する部材の質量は、落下させる容器に対して十分な質量を有していること。
- 2) 試験結果に影響するような欠陥が表面ないこと。
- 3) 試験において変形又は損傷のないものであること。
- 4) 容器が完全に落下できるような十分な大きさをもつこと。

(4) 落下高さ

6.1.5.3.5

- 1) 固体及び液体を収納する容器に対し、運送される物質又はこれと同等の物理的性状を持つ代替物質を充てんして試験を行う場合（ただし、サルベージ容器にあっては容器等級IIとし、水を用いて試験を行うものとする。）

6.1.5.1.11.

1.1

容器等級I	容器等級II	容器等級III
1.8 m	1.2 m	0.8 m

- 2) 液体を収納する单一容器及び複合容器に対し、代替物質として水を用いる場合

- (a) 運送予定物質の比重が1.2以下の場合

容器等級I	容器等級II	容器等級III
1.8 m	1.2 m	0.8 m

- (b) 運送予定物質の比重が1.2を超える場合、落下高さは運送予定物質の比重(d)から下記により算出しなければならない。少数第2位以下は切り上げるものとする。

容器等級 I	容器等級 II	容器等級 III
d × 1.5 m	d × 1.0 m	d × 0.67 m

- (5) 合格の判定基準 6.1.5.3.6
- 1) 液体を充てんする容器にあっては、内圧と外圧が平衡に達した後、漏えいがないこと。ただし、組合せ容器の内装容器にあっては圧力が平衡になる必要はない。 6.1.5.3.6.1
 - 2) 固体を収納する容器にあっては、天面落下を行った場合、内容物のすべてが内容器又は内装容器（例えば、プラスチック袋）に残っていれば合格とする。この場合、外装容器は、閉鎖具が、外装容器の閉鎖状態を維持し続ける機能が失われていなければ、たとえ粉末不漏性でなくなった場合でも合格とする。 6.1.5.3.6.2
 - 3) 容器及び包装又は、複合容器若しくは組合せ容器の外装容器に、運送中の安全性に影響を与えるような損傷がないこと。内容器、内装容器又は物品は外装容器の中に完全に保持されていなければならず、また、内装容器又は内容器から内容物の漏えいがないこと。 6.1.5.3.6.3
 - 4) 袋の最外層及び外装容器に運送中の安全性に影響を与えるような損傷がないこと。 6.1.5.3.6.4
 - 5) 落下衝撃時に、閉鎖具から僅かな漏えいがあつてもその後漏えいが起こらなければ合格とする。 6.1.5.3.6.5
 - 6) 火薬類を収納する容器及び包装にあっては、火薬類又は物品が外装から漏出するようないかなる破孔もあってはならない。 6.1.5.3.6.6
5. 気密試験 6.1.5.4
- (1) 液体を充てんするすべての種類の容器は、気密試験を行わなければならない。ただし、組合せ容器の内装容器はこの限りではない。 6.1.5.4.1
 - (2) 供試品の個数は、同一設計型式の容器について3個とする。 6.1.5.4.2
 4. (1)ただし書きを適用することができる。 6.1.5.4.3
 - (3) 供試品の準備
 - 1) ガス抜き口栓は、ガス抜き孔のない類似の口栓に取り替えるか又はガス抜き孔を密封すること。 6.1.1.2.2
 - 2) 複合容器の内容器は、試験結果に影響を及ぼさない場合は外装容器なしで気密試験を実施してもさし支えない。 4.1.1.12
 - (4) 試験方法及び適用空気圧力

容器の気密試験は、容器内部に空気圧力をかけた状態で口栓部ごと容器を水中に浸して、5分間行う。容器の保持方法は、試験の結果に影響を及ぼさないものでなければならない。上記以外の試験方法でもよいが同等以上の有効性のあるものでなければならない。

適用する空気圧力（ゲージ圧）は、次の通りとする。ただし、サルベージ容器については、容器等級Iとする。 6.1.5.1.11.1.2

容器等級 I	容器等級 II	容器等級 III
30 kPa (0.3 bar)以上	20 kPa (0.2 bar)以上	20 kPa (0.2 bar)以上

(5) 合格の判定基準 漏れがないこと。	6.1.5.4.5
6. 水圧試験	6.1.5.5
(1) 液体を充てんするすべての金属製容器、プラスチック製容器及び複合容器は水圧試験を行わなければならない。ただし、サルベージ容器及び組合せ容器の内装容器は、この限りではない。	6.1.5.5.1
(2) 供試品の個数は、同一設計型式の容器について3個とする。 4. (1)ただし書きを適用することができる。	6.1.5.5.2
(3) 供試品の準備 ガス抜き口栓は、ガス抜き孔のない類似の口栓に取り替えるか又はガス抜き孔を密封すること。	6.1.5.5.3
(4) 試験方法及び適用圧力 金属製容器及び複合容器(ガラス製又は陶磁器製内容器付きのもの)は口栓部を含め5分間試験圧力を加える。 プラスチック製容器及び複合容器(プラスチック製内容器付きのもの)は、口栓部を含め30分間試験圧力を加える。 容器の保持方法は、試験の結果に影響を及ぼさないものでなければならない。 試験圧力(ゲージ圧)は、次の何れかの方法により決定した圧力とすること。 1) 収納する危険物の55°Cにおける容器の内部圧力の合計ゲージ圧力(合計 ゲージ圧力:充てん率は55°Cにおいて満杯とならないように充てんした5 5°Cにおける最大充てん率であって、55°Cにおける危険物の蒸気圧及び空 気又は不活性ガスの分圧の合計値から100kPaを減じた圧力)に1.5を 乗じた値以上の圧力	6.1.5.5.4 4.1.1.10
2) 収納する危険物の50°Cにおける蒸気圧に1.75を乗じた値から100 kPaを減じた値以上の圧力又は100kPaの圧力のうちいずれか高い方の 圧力。	6.1.5.5.4.2
3) 収納する危険物の55°Cにおける蒸気圧に1.5を乗じた値から100k Paを減じた値以上の圧力又は100kPaの圧力のうちいずれか高い方の圧 力。	6.1.5.5.4.3
4) 容器等級がIの危険物を収納する容器及び包装にあっては、上記1)～3) の何れかの方法により求める圧力。ただし、250kPa未満としてはならな い。	6.1.5.5.5
(5) 合格の判定基準 漏れがないこと。	6.1.5.5.6
7. 積み重ね試験	6.1.5.6

袋以外のすべての容器及び包装は、積み重ね試験を行わなければならない。

(1) 供試品の個数は、同一設計型式の容器について3個とする。

6.1.5.6.1

4. (1)ただし書きを適用することができる。

(2) 試験方法

6.1.5.6.2

運送中当該容器の上に積み重ねられる同型の輸送物質の総質量に等しい荷重を供試品の上に加える。液体物質の輸送の場合で供試品に代替物を用い、その物質の比重が運送される液体の比重と異なる場合には、運送される液体の比重から試験荷重を算定しなければならない。

供試品の上面に加える積み重ね試験荷重は、次の算式により求めた荷重とする。

$$W = (3 - h) / h \times G$$

この場合において、

Wは、容器及び包装の上面に加える荷重をキログラムで表した数値。

hは、容器及び包装の高さをメートルで表した数値。

Gは、容器及び包装並びに収納する危険物の総質量をキログラムで表した数値。

荷重の負荷時間は、24時間とする。ただし液体を充てんするプラスチックドラム、プラスチックジェリカン及び複合容器（6 HH 1 及び 6 HH 2）にあっては、40°C以上の温度で28日間試験荷重を負荷する。

(3) 合格の判定基準

6.1.5.6.3

漏れがないこと。

複合容器又は組合せ容器の場合は、内容器又は内装容器から漏れがないこと。

運送の安全性に影響を及ぼすおそれのある変質、積み重ねの安全性を損なうおそれのある変形がないこと。

(注) プラスチック製容器にあっては、試験の判定をする前に、周囲温度まで冷却しなければならない。

V. 容器及び包装の表示		
1. 容器の表示	6.1.3	
検査に合格した小型容器には、この節の規定により必要な表示を付するものとする。		
また、規定される記号「(f)」、「(i)」又は「(k)」の製造者等の名称又はその略号は、他の製造者の記号と区別するために初めての検査申請時に本会に登録しなければならない。		
(1) 初めて、この細則（小型容器）に基づく検査を受ける容器の表示	6.1.3.1	
次に掲げる記号を容器及び包装の見やすい場所に表示しなければならない。	6.1.3.1	
(国連記号) (a) / (b) (c) / (d) / (e)	6.1.3.1	
J / HK / (f)	6.1.3.1(f)	
備考		
1) 国連記号は、この細則（小型容器）に基づき、試験を行い証明されているものの以外の目的で使用してはならない。金属製容器にエンボスで表示する場合には、大文字の”UN”をこの記号に代えて表示することができる。	6.1.3.1(a)	
2) 「(a)」は、容器及び包装の種類、材質及び細分類を表し、容器及び包装の種類、材質及び細分類毎に別表に掲げる記号とする。	6.1.3.1(b)	
ただし、IV. 1. (4)の要件を満足したもの（以下「Vマーク付き容器」という。）にあっては「V」の文字を、サルベージ容器にあっては「T」の文字を、Wマーク付き容器にあっては「W」の文字を、別表に掲げる記号に続き記載すること。	6.1.5.1.7.7 6.1.5.1.11 .1.3 6.1.2.4 4.1.3.5	
また、組合せ容器にあっては、別表掲げる外装容器の記号とする。	6.1.2.3	
3) 「(b)」は、収納することができる危険物の容器等級を表し、収納することができる危険物の容器等級の別に次に掲げる記号とする。ただし、Vマーク付き容器にあっては「X」とし、サルベージ容器にあっては、「Y」とする。	6.1.3.1 (c)(i) 6.1.2.4 6.1.5.1.7 6.1.5.1.11.1	
X : 容器等級 I、II 及び III		
Y : 容器等級 II 及び III		
Z : 容器等級 III		
4) 「(c)」は、单一容器（組合せ容器以外の容器及び包装をいう。以下同じ。）であって液体を充てんするものにあっては、充てんすることができる液体の比重（小数点第2位以下切り捨て）（比重が1.2以下の場合は、省略することができる。）とし、組合せ容器、若しくは单一容器であって固体を収納するもの、又はサルベージ容器にあっては許容質量（外装容器の質量を含む総質量）をキログラムで表した数値とする。Vマーク付き容器にあっては、IV. 4. の落下試験に使用した内装容器の質量の半分に外装容器の（緩衝材及び吸収材を含む。）質量を加えた質量をキログラムで表した数値とする。	6.1.3.1 (c)(ii) 6.1.5.1.7	
許容質量（外装容器の質量を含む総質量）の数値は、10キログラムを超える場合には整数に切り上げ、2キログラムを超える10キログラム以下の場		

合には0.5キログラム毎に切り上げ、2キログラム未満の場合には0.1キログラム毎に切り上げること。ただし、小数点第1位の数値が、0となる場合には「0」を記載しないこと。例えば、5.0キログラムの場合には、「5」と表示すること。

- 5) 「(d)」は、組合せ容器、若しくは单一容器であって固体を収納するもの、又はサルベージ容器にあっては記号「S」とし、单一容器又は複合容器であって液体を充てんするものにあっては、IV. 6. (4)に規定する水圧試験の圧力をキロパスカルで表した数値（10キロパスカル未満切り捨て）とする。

6.1.3.1(d)

- 6) 「(e)」は、製造年（西暦の下2桁）及び月（外装としてプラスチックドラム又はプラスチックジェリカンを用いるものに限る。）とする。製造月の表示は、次図により表示するものとし、他の表示と異なる場所に付してもよい。

6.1.3.1(e)

例 製造月が5月の場合



* 製造年の最後の2つの数字はこの場所に表示して良い。その場合、時計円がUN設計型式マークに隣接して表示されている場合、マーク内のUN設計型式西暦年の表示は省略できる。ただし、時計円がUN設計型式マークに隣接して表示されていない場合は、マーク内と時計円内の西暦年の2桁は同一でなければならない。

注：耐久性があり、明瞭で読みやすい形で最小限の情報を提供する他の方法は同様に認められる。

- 7) 「(f)」は、製造者の名称又はその記号（本会に登録した記号）とする。

6.1.3.1(g)

- 8) 小型容器にあっては、次の要領により付きなければならない。

6.1.3.1

- (a) 総質量が30キログラムを超える容器は、容器の頂部又は側部に付すこと。

- (b) 表示する文字、数字及び記号は見やすい大きさで取り外しきれない構成部に付すこと。ただし、最大正味質量が30キログラム又は容量が30リットルを超える容器にあっては12ミリメートル以上の高さ、最大正味質量が30キログラム以下であって5キログラムを超える容器又は容量が30リットル以下であって5リットルを超える容器にあっては6ミリメートル以上の高さ、容量が5リットル又は最大正味質量が5キログラム以下の容器にあっては、適当な寸法とする。

なお、2026年12月31日までに製造された容器の表示については、IMDGコード41-22改正の6.1.3.1によることができ、2027年1月1日以後もその表示を使用することができる。

- (c) 表示は容易に消えない方法で付すこと。

- (d) 再生工程を経ることとなる容器の表示は、V. 1. (1)の（国連記号）及び(a)から(e)の文字は数字を押し出し等の恒久的表示とする。ただ

6.1.3.3

し、正味容量100リットルを超える金属製のドラム以外の容器及び下記の8) (f)により金属製のドラムの底部に押し出し等の恒久表示をした場合は、容易に消えない表示とすることができます。	
(e) 正味容量100リットルを超える金属製のドラムの地板には、V. 1. (1)の(国連記号)及び(a)から(e)並びに少なくともドラム側部の板厚(ドラムの頂部又は底部の板厚が側部の板厚より薄い場合は、頂部、側部及び底部の板厚を0.1ミリメートル単位で表した数値。表示の順は、頂部、側部、底部の順とし、「1.0-1.2-1.0」のように表示する。)を押し出し等の恒久的表示で付すこと。金属の公称板厚は、ISO規格(例えば、鋼製に関してはISO3574:1999(JIS G 3141:1996))の規定により決定しなければならない。	6.1.3.2
(f) ステンレス鋼等の金属により製造された金属製のドラムであって、繰り返し利用されるように設計されたものに限り「J/HK」及び「(f)」の文字又は数字は押し出し等の恒久的表示とすることができます。	6.1.3.2.3 6.1.3.2
(2) 修理を行った容器の表示 (国連記号) (a) / (b) (c) / (d) / (e) J/HK / (i) / (j) RL	6.1.3.5 6.1.3.8 6.1.3.8(h)
備考	
1) 「(i)」は、修理を行ったものの名称又はその記号(本会に登録された記号)とする。	6.1.3.8(i)
2) 「(j)」は、修理を行った年(西暦の下2桁)	6.1.3.8(j)
3) 「L」の文字は、液体を充てんする容器及び包装で気密試験を行ったものに限り付すものとする。	6.1.3.8(j)
4) 前「(1)初めて、この細則(小型容器)に基づく検査を受ける容器及び包装の表示」の備考1)、2)、3)、4)、5)、8)の(a)、(b)及び(c)の規定は、この様式について準用する。	6.1.3.9
5) この表示は初期に表示された性能要件を超えてはならない。	6.1.3.9
(3) 改造を行った容器の表示 (国連記号) (a) / (b) (c) / (d) / (e) J/HK / (k)	
備考	
1) 「(e)」は、改造を行った年(西暦の下2桁)とする。	
2) 「(k)」は、改造を行ったものの名称又はその記号(本会に登録された記号)とする。	
3) 前「(1)初めて、この細則(小型容器)に基づく検査を受ける容器及び包装の表示」の備考1)、2)、3)、4)、5)、8)の(a)、(b)及び(c)の規定は、この様式について準用する。	
2. 金属製のドラムであって、容器及び包装の種類、材質及び細分類の変更、主要な	6.1.3.4

<p>構造物の取替等がある場合には、前記1. (1)「初めて、この細則（小型容器）に基づく検査を受ける容器及び包装の表示」の備考8)の(d)、(e)及び(f)の規定によるものとする。ただし、同備考8) (e)による表示のうち板厚については板厚を変更した場合に限り頂部又は側部に付すものとする。</p> <p>3. 前1. (1)、(2)及び(3)による表示は、正しい順序で表示されている限り、1行又は複数行に表示することができる。他の表示をする場合には、この表示と明確に区別しなければならない。(例えば、同行に表示する、又は、表示のすぐ下の行に表示するなどを行ってはならない。)</p> <p>4. 再生プラスチック製の容器にあっては、初めてこの細則（小型容器）に基づく検査を受ける容器及び包装の表示に近接して「R E C」の文字を付さなければならぬ。</p> <p>5. この検査に合格した小型容器に対しては、検印イタリック「HK」及び検査を実施した支部マークを付けることがある。</p> <p>6. サルベージ容器にあっては、「SALVAGE」の文字を表示すること。 文字の大きさは、12mm以上とする。</p>	6.1.3.7 6.1.3.6 5.2.1.3 6.1.3.13
--	---

別表 容器の分類記号

種類		材質		細分類	記号
1	ドラム	A	鋼	天板固着式のもの	1 A 1
				天板取外し式のもの	1 A 2
		B	アルミニウム	天板固着式のもの	1 B 1
				天板取外し式のもの	1 B 2
		D	合板	—	1 D
		G	ファイバ板	—	1 G
		H	プラスチック	天板固着式のもの	1 H 1
				天板取外し式のもの	1 H 2
		N	鋼又はアルミニウム以外の金属	天板固着式のもの	1 N 1
				天板取外し式のもの	1 N 2
2	(削除)				
3	ジェリカン	A	鋼	天板固着式のもの	3 A 1
				天板取外し式のもの	3 A 2
		B	アルミニウム	天板固着式のもの	3 B 1
				天板取外し式のもの	3 B 2
		H	プラスチック	天板固着式のもの	3 H 1
				天板取外し式のもの	3 H 2
4	箱	A	鋼	—	4 A
		B	アルミニウム	—	4 B
		C	天然木材	普通型	4 C 1
				粉末不漏型	4 C 2
		D	合板	—	4 D
		F	再生木材	—	4 F
		G	ファイバ板	—	4 G
		H	プラスチック	発泡プラスチック	4 H 1
				硬質プラスチック	4 H 2
		N	鋼、アルミニウム以外の金属		4 N
5	袋	H	樹脂クロス	内張り付きでないもの	5 H 1
				粉末不漏性のもの	5 H 2
				防水性のもの	5 H 3
		H	プラスチックフィルム	—	5 H 4
		L	織布	内張り付きでないもの	5 L 1
				粉末不漏性のもの	5 L 2
				防水性のもの	5 L 3
		M	紙	多層のもの	5 M 1
				多層で防水性のもの	5 M 2

6	複合容器	H	プラスチック製内 容器付きのもの	外装用鋼製ドラム付き	6 HA 1
				外装用鋼製枠又は箱付き	6 HA 2
				外装用アルミニウムドラム付き	6 HB 1
				外装用アルミニウム枠又は箱付き	6 HB 2
				外装用木箱付き	6 HC
				外装用合板ドラム付き	6 HD 1
				外装用合板箱付き	6 HD 2
				外装用ファイバドラム付き	6 HG 1
				外装用ファイバ板箱付き	6 HG 2
				外装用プラスチックドラム付き	6 HH 1
P	ガラス又は陶磁器 製内容器付きのもの			外装用硬質プラスチック製箱付き	6 HH 2
				外装用鋼製ドラム付き	6 PA 1
				外装用鋼製枠又は箱付き	6 PA 2
				外装用アルミニウムドラム付き	6 PB 1
				外装用アルミニウム枠又は箱付き	6 PB 2
				外装用木箱付き	6 PC
				外装用合板ドラム付き	6 PD 1
				外装用木製かご付き	6 PD 2
				外装用ファイバドラム付き	6 PG 1
				外装用ファイバ板箱付き	6 PG 2
6	複合容器	P	ガラス又は陶磁器 製内容器付きのもの	外装用発泡プラスチックドラム付き	6 PH 1
				外装用硬質プラスチック製箱付き	6 PH 2

附属書1 火薬類の容器及び包装に対する追加要件

IMDG-Code

1. 火薬類のすべての容器は、次のように設計され、かつ、組み立てられなければならない。	4. 1. 5. 2
(1) 容器は、温度、湿度及び圧力の予想できる変化を含む通常の輸送状態の場合に、火薬類を防護し、漏えいを防止し、かつ、意図しない発火の危険の増加を生じさせないこと。	
(2) 完全な容器が、通常の輸送状態で安全に取り扱われること。	
(3) 火薬類の示す危険を増加させず、容器の機能を損なわず、かつ、強度を減少させ、また、積み重ねの不安定さを生じさせないように、容器は輸送中に遭遇する予想できる積み重ねにより掛かる荷重に耐えること。	
2. 液状火薬類を充てんする容器の閉鎖装置は、漏えい防止に万全を期するため保護装置を二重に施さなければならない。	4. 1. 5. 6
3. 金属ドラムの閉鎖装置には適当なガスケットを施すこと。閉鎖装置がネジ式のものにあっては、火薬類がネジ部に入り込むことがあってはならない。	4. 1. 5. 7
4. 水に溶ける物質を収納する容器は耐水性であること。湿性又は減感した物質を収納する容器は、輸送中の濃度の変化を防止するため閉じられなければならない。	4. 1. 5. 8
5. 密封した二重の袋の間に水を満たしたものが包装の一部として用いられており、運送中に凍結するおそれがある場合には、凍結防止のための十分な量の不凍剤を水に添加しなければならない。火災の危険を生じさせるような引火性を有する不凍剤を使用してはならない。	4. 1. 5. 9
6. 保護被覆されていない金属製の釘、ステイプル及びその他の閉鎖用材料は、その金属と火薬類が接触することのないよう内装容器が十分に保護されていない限り、外装容器の内側に貫通してはならない。	4. 1. 5. 10
7. 内装容器、附属物、緩衝材及び輸送物内の火薬類物質又はその製品の収納状態は、輸送中に外装容器内で火薬類物質又はその製品が動くのを防ぐものでなければならない。製品の金属製構成物が、金属製の容器と接触するのを防止すること。外部ケーシングで覆われていない火薬類物質を収納した製品は、摩擦や衝撃を防止するため、互いに離さなければならない。詰め物、トレイ、内装若しくは外装容器内の仕切り、鋳型又は容器は、この目的のために使用する。	4. 1. 5. 11
8. 容器は、火薬類と容器材料の相互作用及び漏えいが、輸送を危険にし、又は危険等級若しくは隔離区分を変えることがないよう、その容器に収納する火薬類と適合し、かつ、浸み通らない材料で造られなければならない。	4. 1. 5. 12
9. 火薬類物質が金属製容器の巻締め部分の間隙に入り込むのを防止しなければならない。	4. 1. 5. 13
10. プラスチックの容器は、放電により収納された火薬類物質を発火又はその製品を作動させるような静電気を発生し、又は蓄電しにくいものでなければならない。	4. 1. 5. 14
11. 火薬類物質は、温度又は他の影響により内部及び外部の圧力差が容器の爆発又は破裂を起こすような内装又は外装容器に収納してはならない。	4. 1. 5. 16
12. ばらの火薬類物質、容器に収納されていない火薬類物質又は部分的に容器に収納された製品は、金属製容器（1 A 1、1 A 2、1 B 1、1 B 2、4 A、4 B 等）に接触する場合には、金属製容器には内張り又はコーティングを施さなければならない。	4. 1. 5. 17

参 考

[容器の表示の扱い]

IMDG-Code

この細則（小型容器）に規定されている容器の種類、容器等級等の表示の基本的な考え方については、次の事項を参考にされたい。

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 表示は、これを付された容器及び包装が、使用上の要件ではなく、試験に合格した設計型式に合致すること及び製造上の要件に関連するこの章の規定に適合するものであることを示しています。従って、本来、この表示は、必ずしも、これを付された容器及び包装がどのような物質に対しても使用し得るということを証明するものではありません。容器及び包装の種類(例えば、鋼製ドラム)、許容容量又は質量及びその他の特別要件は、告示別表第1に各物質又は物品毎に規定されています。 | 6.1.3
Note 1 |
| 2. この表示は、容器及び包装の製造者、再生業者、使用者、運送者及び検査機関に役立つよう作られたものであります。新品の容器の使用に際しては、容器製造者が容器の種類及び合格した性能試験の要件を示す手段として用いられるものであります。 | 6.1.3
Note 2 |
| 3. 表示は、試験成績等の詳細の全てを示すものではありません。詳細については、危険物容器検査証及び試験報告書を参照する必要があります。

例えば、容器等級「X」又は「Y」の表示を付された容器及び包装は、より低い危険性の程度が指定された容器等級の物質であって、この細則（小型容器）のIV. で規定される性能試験の実施にあたって用いられた物質の比重の1. 5倍又は2. 25倍以内の比重の物質を運送することができます。従って、比重1. 2の物質で容器等級Iの試験に合格した容器は、比重1. 8で容器等級IIの物質又は比重2. 7で容器等級IIIの物質を収納することができます。すなわち、性能試験の結果からの判断により、高い比重の物質にも適合することができます。(実際の容器の選択は、物質毎に規定された容器の種類も考慮しなければなりません。) | 6.1.3
Note 3 |